

役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人くれない学園の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受けとる財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の費用をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員に対しては、職務執行の対価として報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給するものとする。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間400万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間40万円以内とする。
- 3 この法人の常勤の理事の報酬月額は、別表1に定める額とする。
- 4 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。
- 5 評議員に対する報酬の額は、別表3に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬の支払いの時期は、毎月25日に支払うものとする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日に支払う。

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、当該費用を支給する。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費を含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(公表)

第7条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則 この規定は、平成 29 年 6 月 19 日より施行する。(新評議員会決議日)

別表 1 (常勤の理事の報酬)

役職名	月次報酬額 (税込み)
理事長	500,000円
常務理事	400,000円

1 表中記載の月次報酬額は、週 5 日勤務の場合における基準報酬額とし、勤務実態に応じて決定する。

その他、通勤手当や社会保険の加入についても勤務実態に応じて決定する。

別表 2 (非常勤の役員の報酬)

(1) 理事

	日額報酬 (税込み)
理事会等会議への出席	11,137円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	11,137円

(2) 監事

	日額報酬 (税込み)
監事監査等への出席	11,137円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	11,137円

別表 3 (評議員の報酬)

	日額報酬 (税込み)
評議員会への出席	11,137円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	11,137円